

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	12-34567		※市町村ごとに異なります		
宛名番号	1234				
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	葦崎 花子			
	電話	0551-22-1111 (内線 1234)			
異動の事由	1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収			
	2. 転勤	退職した年の1月分から退職時までの給与支払額			
3. 合併	8月分から9月分まで		5月分まで		控除社会保険料額
4. 休業	140,000		104,400		60,000
5. 長	35,600		104,400		

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

××年〇〇月△△日提出		住所(居所)又は所在地 〒407-0022 山梨県韮崎市水神1-3-1	
(宛名) 葦崎市長		フリガナ カブシキガイシャ ニラサキシヨウジ	
(特別徴収義務者) 給与支払者		氏名又は名称 株式会社 葦崎商事	
		代表者の職氏名印 代表取締役 葦崎 太郎	
		個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額
受給者番号(整理番号)	フリガナ ヤマナシ ニラコ	円	円
123456	氏名 山梨 ニラ子	140,000	6月分から9月分まで
生年月日	昭和・平成 50年1月1日	円	8月分まで5月分まで
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	円	円
1月1日現在の住所	葦崎市水神3-3-3	円	円
給与の支払を受なくなった後	同上	円	円

◎給与のなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。	徴収予定		
	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	・	円	円
2. 異動が	・	円	円
以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円
異動者印	・	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
1 (普B)	他の事業所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者
2 (普C)	毎月の給与が少なく、税額が引けない
給与の支払期間が不定期(例：給与の支払いが毎月)	
※市町村記入欄	

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	1234567	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 庶務課社員係	新しい勤務先では
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	氏名 特徴 進	氏名 特徴 進	月割額 11,600 円を
フリガナ	マルバツフンサン カブシキガイシャ	電話 111-111-1111 (内線 222)	電話 111-111-1111 (内線 222)	9月分から徴収し、納入します。
氏名又は名称	〇×不動産 カブシキガイシャ	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印	代表取締役 葦崎 次郎	納入書 (要) ・ 不要		

【提出先】 〒407-8501 葦崎市水神1-3-1 葦崎市役所 税務収納課 市民税担当

御注意
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。
3 1 黒のボールペン又は、ベテで記載してください。
2 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、「前勤務先が個人事業主の場合」は、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、「前勤務先が個人事業主の場合」は、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。